平成２２年（フ）第１７号
静岡県牧之原市細江2523番地２の２、旧住所静岡市清水区押切36番地の27
債務者　植田　久夫
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　和幸
4　破産債権の届出期間　平成22年４月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月12日午前10時25分
6　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０３９号
神奈川県横浜市都筑区中川６丁目１―11―1005
債務者　青木　宏之
1　決定年月日時　平成22年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　英明
4　破産債権の届出期間　平成22年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月17日午後４時
6　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３１号
北海道上川郡新得町字屈足40番地
債務者　松野　　勝
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　明子
4　破産債権の届出期間　平成22年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月27日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
東京都日野市百草167番地の４
債務者　押尾　幸一
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須山　改保
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月24日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２０号
島根県浜田市国分町851番地
債務者　**萩**本　　司
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和久本　光
4　破産債権の届出期間　平成22年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年５月24日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２８５０号
東京都大田区大森西４丁目７―22―110
債務者　藤本　惠子
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嘉本　益巳
4　破産債権の届出期間　平成22年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年６月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６号
鳥取県鳥取市吉方温泉２丁目671番地、旧住所鳥取県鳥取市美萩野３丁目207番地
債務者　山本　正典
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　富人
4　破産債権の届出期間　平成22年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月22日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９１号
広島市安佐北区三入南２丁目11番33号
債務者　岸田眞由美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水憲一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月10日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２４号
福岡県三潴郡大木町大字八町牟田746番地１
債務者　宮原　敏美
1　決定年月日時　平成22年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三島　正寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
秋田市楢山石塚町22―18　ビューラー・一ツ森２階201号室、住民票上の住所秋田市桜２丁目19番19号
債務者　野口　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　広久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０号
山梨県甲府市北口２丁目13番12号
債務者　秋山　邦彦
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤巻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年４月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３４号
山形県上山市中山760番地の１
債務者　鈴木　勝博
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月20日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７号
広島市西区庚午中４丁目10番39号
債務者　高崎　和美
1　決定年月日時　平成22年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　香乃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月24日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
山形県米沢市窪田町窪田1168番地の16
債務者　松本　宮雄
1　決定年月日時　平成22年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青柳　紀子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年５月25日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
山形地方裁判所米沢支部